

令和2年6月19日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 ひとり親家庭施策担当部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して子どもの生活・学習支援事業を実施するためのガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、子どもの生活・学習支援事業を実施することは、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供する大変有意義なものであることから、「ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）及び「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」（令和2年3月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）等において、事業の実施に当たっての感染拡大の防止に向けた対応等をお示してきたところです。

今般、令和2年5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が解除され、同日、緊急事態宣言の解除を踏まえて改定された基本的対処方針において、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされています。

移行期間における新型コロナウイルス感染症全般の対応については、「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を踏まえた各都道府県の方針に従うことを前提とした上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して子どもの生活・学習支援事業を実施する上で参考となるよう、別紙のとおり、留意事項を整理したガイドラインを作成しましたので、お示しいたします。

各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して
子どもの生活・学習支援事業を実施するためのガイドライン

1. 基本的な考え方

- 地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認し、開催の可否や実施方法について、検討する。その際、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職の助言を得ることが望ましい。
 - その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、子どもの生活・学習支援事業を実施するためには、
 - ・ 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けること、
 - ・ 運営者・支援員、参加者ともに感染防止の基本である「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」を実践することが重要である。
 - このため、運営者・支援員は、まず新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である、飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、例えば、
 - ・ 飛沫感染については、換気の状態や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所や時間、回数、参加人数、プログラム等を設定するとともに、
 - ・ 接触感染については、共有物品や、ドアノブなど手に触れる場所とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や、触れる箇所を減らす工夫を行う等の対応を行うことが考えられる。
 - 今般お示しする留意事項も踏まえ、感染拡大防止のための対応を検討いただくとともに、事前に感染防止のための留意事項を周知すること等を通じ、運営者・支援員、参加者ともに感染を広げないよう意識して取り組んでいただきたい。
- ※ なお、学習支援の実施に関しては、学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなどの対面以外での方法も感染拡大防止の観点から有効である。

2. 対面で子どもの生活・学習支援事業を実施するための留意事項

<感染拡大防止に向けた留意事項>

- 運営者・支援員、参加者ともに、事前に体温を計測し、発熱や風邪の症状がある場合は、参加を控えること。(なお、体温計は非接触型が望ましい)
- 運営者・支援員は、参加者名簿(連絡先含む)を作成し連絡体制を整えるとともに、開始前に参加者の体温や体調を確認し、記録すること。発熱等が認められる場合には、参加を断ること。
- 運営者は「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を支援員および参加者に周知・徹底し、これに該当する場合は、保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センター(地域により名称が異なる場合があります)に電話で相談し、受診を指示された場合はその指示に従うよう促すこと。
- 活動前後の体調確認と手洗いを励行すること。

- 運営者・支援員、参加者ともに、症状がなくてもマスクを着用すること。また、できる限り、目・鼻・口は触らないようにすること。
- 複数の人の手が触れる場所や物(手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など)は、適宜、塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム 0.05%)やアルコール等で消毒すること。
- 運営者・支援員、参加者ともに、手洗い(アルコール消毒による手指消毒でも可)を徹底すること。
- 1時間に2回以上の換気(2方向の窓を、1回、数分程度、全開にするなど)を行うこと。
- 参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上(できるだけ2m(最低1m))空けること。
- 会話をする際は、正面に立つこと等を可能な限り避けることや、十分な距離を保つこと、マスクを着用することを徹底すること。
- ※ 「令和2年度の熱中症予防行動」についても留意すること。
- 運営者・支援員は、参加しなくなった者に対し、必要に応じ、市町村の担当者等と連携し、状況の把握や参加の呼びかけなどを行うこと。

<居場所等において食事をする場合>

- 座席の配置について、対面ではなく、横並びで座るなどの工夫を行うこと。
- 食事前の手洗いを徹底すること。
- 食事中的会話は控えめにすること。
- 食事の提供に当たり、大皿は避けて、料理は個別に配膳するとともに、茶菓は個別包装されたものが望ましい。
- 手や口が触れるようなもの(食器やコップ、箸など)は、使い捨てのものにするか、洗剤で適切に洗浄したものを使用すること。
- ※ 食事の提供については、衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能である。

3. 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の留意事項

- 感染者が発生した場合には、保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、濃厚接触者の自宅待機などの対応について指示を受けること。
- 発生後は速やかに施設内での情報共有を行うとともに、委託者である市町村への報告を行うこと。さらに、利用者の家族等に報告を行うこと。
- 保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、市町村からの連絡窓口となる担当者をあらかじめ決めておくこと。また、円滑な協力が可能となるよう症状出現後の接触者リストおよび学習支援会場等に入入りした者の記録を準備しておくこと。
- 事業実施場所等の消毒については、保健所の指示に従って実施すること。

4. 市町村における留意事項

- 子どもの生活・学習支援事業の実施に当たっては、地域の感染状況に応じた対応が重要であるため、運営者・支援員等からの相談等に適切に対応すること。

【参考】

- ・ 3つの密を避けるための手引き(首相官邸、厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622211.pdf>
- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・ 咳エチケットについて(首相官邸、厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>
- ・ 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」(厚生労働省、経済産業省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>
「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂について」(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000629072.pdf>
- ・ 咳エチケットについて(首相官邸、厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>
- ・ 「令和2年度の熱中症予防行動」(厚生労働省、経済産業省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635213.pdf>